

京都市上下水道局告示第38号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成25年9月26日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市山科区北花山大林町53番地の1

日本プラミング株式会社

代表取締役 諸角 一博

2 変更事項（代表者の変更）

諸角 伸夫から諸角 一博に変更

（上下水道局下水道部管理課）